

経済産業省

16製安第15号

平成16年9月6日

社団法人日本電気協会

会長 多田 公照 殿

商務情報政策局 消費経済部

製品安全課長 山根



家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインの廃止について

平成12年12月19日付け12資公部第314号をもって制定された家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインは廃止したので、通知します。

なお、日本工業規格 61000-3-2 (2003) (電磁両立性—第 3-2 部：限度値—高調波電流発生限度値 (1 相当たりの入力電流が 20 A 以下の機器)) が制定されたことに伴い、傘下の会員各位に対し同規格への適合を促すなど、今後とも、貴会におかれては、引き続き、家電・汎用品による高調波抑制対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。